

十文字学園女子大学

平成 20 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 21 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

十文字学園女子大学

認証評価結果

【判定】

評価の結果、十文字学園女子大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

総評

大学の建学の精神・基本理念及びそれらに基づく大学の使命・目的は確立されており、またそれらを内外に明示し、周知を図るべく努めている。

大学の使命・目的を達成するために、学部・学科などが適切に設置・構成されている。教養教育について検討を恒常的に行う体制作りが望まれるが、教育方針などを形成する組織及び意思決定過程も概ね適切である。

教育課程の編成は、大学の建学の精神及び使命・目的などに基づいており、学部の組織及び教育課程は、更なる改善が望まれる点もあるが、概ね教育目的に則って体系的に設定されている。

アドミッションポリシーは、大学案内などに明確に示され、適切に運用されている。学生への学習支援及びその他の学生サービスに取組む体制が確立されており、特に学生への経済的支援は充実している。就職・進学などの支援についても積極的に取り組んでいる。

教育課程を遂行するのに十分な教員数を確保し、適切に配置されている。教員の年齢構成に偏りがみられるが、今後の改善に努めている。教員の採用・昇任の方針が明確に示され、適切に運用されている。教員の教育研究活動を支援する体制が整備されており、研究活動活性化のための研究費支給や FD(Faculty Development)活動なども適切に行われている。

職員の組織編制に関して、基本的視点として職責が明示されており、必要な諸規程の整備が進められている。職員の昇任・異動の方針も諸規程に明確に示され、かつ適切に運用されている。職員の資質向上のための取組みも、外部の研修に派遣するなど自己啓発に努めている。教育研究支援のための事務体制は、教職員の協働体制が整備されており、適切に配置されている。

大学の目的を達成するための管理運営体制が整備され、適切に機能している。管理部門と教学部門の連携も、役員に教職員が幅広く選任されており、適切に図られている。自己点検・評価は適切に行われており、評価結果も内外へ公表され、大学の運営にも反映されている。

大学の財政基盤、収入と支出のバランスは適切であり、会計処理も学校法人会計基準及

び学園規程に基づいて適正に行われている。財務情報の公開に関しては必要な取組みが行われている。教育研究を充実させるための外部資金の導入に関しては、一層の増加への努力及び「教育研究支援室」の活動が期待される。

キャンパスの整備は、必要な基準を満たしており、適切に維持・管理されている。特に、校舎の建設や既設校舎などの維持・管理が計画的に図られており、安全性も確保されており、耐震診断も計画されている。

大学が持っている物的・人的資源及び知的財産を社会へ提供する努力は、公開講座・開放授業・出前授業・大学の施設の開放など幅広く行われている。また、海外の大学と協定を結んで学生の派遣・受入れを相互に行っており、地域の自治体や諸大学との交流・協力関係も構築している。

社会的機関として必要な組織倫理については、諸規程が整備・公表されており、適切に運営されている。危機管理体制も整備され、適切に機能している。大学の教育研究成果の社会への公表・広報は、刊行物・公開講座や授業公開などを通じて積極的に実施している。

基準ごとの評価

基準 1 . 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神・基本理念である「身をきたへ 心きたへて 世の中に 立ちてかひある 人と生きなむ」は、「学園歌」として歌われ、学則にも明示し、入学式において理事長、学長の祝辞などで伝えられている。また、入学希望者に対しては、オープンキャンパスや進学相談会において、設立者である十文字こと氏の生涯をアニメ化した「春風のように」を放映し、学内見学では設立者の銅像に立ち寄ることなどを通して、建学の精神・基本理念を説明している。

学生に対しては、「学生便覧」において「学園歌」とその解説を掲載し、十文字こと氏の生涯を紹介する形を通して、建学の精神・基本理念の周知徹底を図っている。また、社会情報学部の「ジェンダー論」、人間生活学部の「女性学基礎」の授業の冒頭でも、設立者について学ぶこととしている。新任の教職員に対しては、大学の案内冊子「十文字学園女子大学の概要」を配付し、説明している。更に、毎年4月の「合同教授会」では、理事長、学長による説明と確認が行われ、周知を図っている。

また、大学の使命・目的も創学以来一貫して堅持され、「実践的な英知」とも呼べる能力を実学と教養の両面から獲得させることを具体的目的として、大学の入学案内、刊行物、大学ホームページ、学内電子掲示板、広報誌「新座だより」などを通して明示され、学内外に周知を図るべく努めている。

基準 2 . 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究の基本的組織が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成されている。教育研究の目的を更に充実した形で実現するために、「高齢社会生活研究所」「女性と情報研究センター」が設置されている。各組織相互の適切な関連性が保たれている。また、学部規則などで教育研究本体の役割を明確にし、各種会議体規則も適切に整備されている。

平成 20(2008)年に「教養教育検討委員会」を設置し、平成 22(2010)年度実施を目途に教養教育全体の改善方策の検討を進めているので、今後、具体的な施策が確実に実施されることが望まれる。

教育方針などを形成するための組織と意思決定過程が、「評議会」「協議会」、教授会として整備され、適切に構成されている。また、学部、学科の現状を把握・分析し、改組転換、定員増、定員減、大学院構想などの将来計画が示されている。

基準 3 . 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

大学の教育目的をよりの確に実現する教育課程が整えられ、各学部・学科にコース制や専攻制を導入し、時代の要請及び入学者の多様性に対応している。また、学部長のもとにワーキンググループを立上げ、カリキュラムの見直しなど、更なる改善に努めている。

教育目的は教育方法などに十分に反映されており、各学部の規則などに教育目的・目標も設定され、教育課程の編成は教育方針に基づいて体系的かつ適切に行われている。学期毎のオリエンテーションが実施され、年間の学事予定及び授業期間も、オリエンテーション、補講期間、集中講義、追・再試を含め 35 週以上確保されている。

学生の年次履修科目の登録制限は、学部・学科により有無があるが、履修にあたっては、きめ細かい履修指導が行われている。成績評価基準は、学則、学生便覧に示され、評点段階と評点の表示は、具体的である。新入生教育や海外研修を含む英語教育及び e-ラーニングシステム「J-School」の活用など、特色ある教育が行われている。

【参考意見】

- ・ 学習の質を担保するために、年次別履修単位数の上限を設定することが望まれる。

基準 4 . 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神に基づき、アドミッションポリシーが大学案内などに明確に示されており、AO 入試、推薦入試をはじめとする入試が適切に運用されている。また、学部・学科における定員是正（定員減、定員増）が計画され、これにあわせた教育課程の見直し、施設・設備などの計画も策定されているが、社会情報学部においては、入学定員確保のため継続的な努力が必要である。

学生への学習支援は、両学部の「教務委員会」を中心に諸問題を検討、審議されている。学生の意見を汲上げるシステムとして「学生の声」(学生の投書箱)や卒業時に行う満足度調査が行われ、学生の意見が反映され満足度も高い。

学生サービスは、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談について、健康管理センターを中心に適切に行われている。奨学金などの経済的支援体制も整備されている。全学的組織として「留学生委員会」「留学生センター」が設置され、留学生への支援が適切に行われている。

就職支援は、キャリアセンターを中心に実施され、内容・体制ともに充実し、就職率も高い。

基準 5 . 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教員の配置は、教育課程を適切に運営するために十分な数が確保され、専任教員が適切に科目担当についている。教員構成は男女教員のバランスがとれており、専任と兼任の別及び専門分野への配置についても適切である。年齢構成については偏りがみられるが、定年年齢引下げで対応が考えられている。

教員の採用・昇任について諸規程が整備され、研究のみならず、教育及び職務遂行などの面からも判断され、総合的な評価に基づいて、適切に運用されている。

教員の教育担当時間は適切である。研究費の額及び支給方法は妥当であり、教員の研究活動を促進するために特別研修員制度を設けて支援している。

授業アンケートを基にした改善や課題をまとめ、授業公開や教育方法の発表、研修会などの取り組みが行われている。

基準 6 . 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

教育目的達成に努めることが職員の職責であると「就業規則」に明示されている。事業遂行のための職員組織が編制され、必要な職員数が適切に配置されている。平成 20(2008)年度から組織が改編されその効果が期待される。職員の昇任については、従来の「就業規則」に加え、平成 20(2008)年度より「事務職員役職任用基準」が定められた。また、女子職員の処遇改善などの取組みが積極的に行われている。職員の採用・異動については、「就業規則」を根拠規程としているが、今後、独自の規程の制定などが望まれる。

職員の研修は、外部の多くの研修に職員を派遣し自己啓発に努めている。学内における研修の組織的な取組みは行われていないが、平成 20(2008)年度から総務部において必要な研修などの企画の実施が予定されている。

事務体制の見直しが継続的に行われ、教育研究支援体制の向上が図られており、「教育研究支援室」、各種委員会を通じて、教職員の協働体制が整備されている。

基準 7 . 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人については理事会、評議員会、監事が寄附行為に各々の構成に係る選任方法、人数が規程で明示され、規程どおり運用されている。理事として大学学長、中高校長、幼稚園長が就任しており、評議員には教学部門の教職員が幅広く選任されており、教学の意見が反映される体制がとられ、法人と教学の意思疎通が図られている。

教学部門である各学部教授会、「評議会」と管理部門である理事会・評議員会が「協議会」などを通じ、互いに意思の疎通を図りながら連携しており、大学の目的を達成するための管理運営体制が整備され、適切に機能している。

大学において、学長、学部長の選任規程が明示され、学則で教授会、「評議会」「協議会」が位置付けられ教学の重要事項の意思決定機関として機能している。

自己点検・評価活動については、過去二回の報告書の作成をはじめ、その間にも数度に及ぶ検討結果を公表するなど、積極的な取組みが行われている。学内外への結果の公表も報告書は関係者に配付されており、また、評価の結果を受けて各学部・学科の運営に役立てられるなど大学運営の改善が行われ、十分に反映されている。将来構想についても企画運営会議を中心に改善が図られている。

基準 8 . 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

平成 17(2005)年度以降消費支出が帰属収入を下回り、収入と支出のバランスはとれている。人件費については、平成 13(2001)年度から改善対策がとられ、人件費比率及び人件費依存率が減少傾向であるが、今後も収入と支出のバランスのとれた運営を維持するための更なる検討が望まれる。

帰属収入のうちの大きな割合を占める学生生徒等納付金について、定員変更及び改組転換により増収を図る計画があり、より一層の財政基盤確立が期待される。貸借対照表においても、過年度からの借入金の返済により負債は減少し、資産・負債の構成状況に特段の問題はない。基本金の組入れは充実し、今後の高額な施設設備関係支出についても借入金返済年度において計画的組入れが図られている。

中期事業・財務計画において翌年度繰越消費支出超過額及び借入金残高は減少、現預金残高は平成 20(2008)年度～平成 26(2014)年度の 7 年間で大幅に増加する計画となっており、長期見通しの健全性が明らかにされている。志願者数の大きな減少もなく同程度に推移し、今後の学生数増加にともなう増収も実現可能性の高いものであり、財務運営の継続性に問題はない。

予算編成、予算執行については、定められた手続きに則り適正に行われている。また、学内 LAN によって、予算の執行状況は、いつでも確認できる状況にある。

会計は公認会計士及び監事による監査で厳正に審査され、法令などに準拠して適正に処理されている。財務情報の公開はホームページへの公開と学内掲示板に掲載され、十分な対応がとられている。

外部資金導入については受託事業や科学研究費補助金を獲得している。今後の進展のため研究支援体制を整え、資金導入の増加を図るなど積極的に取組まれている。また、現預金残高の増加による資産運用収入の増加も期待できる。

【優れた点】

- ・学内の各部局において、いつでも予算の執行状況が学内 LAN で確認できることは評価できる。

基準 9 . 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地・校舎・運動場などの施設設備は大学設置基準を上回り、必要なものは整備され学生の学習環境の充実・利便性を考慮して運営されている。施設設備の短期・中期の補修・改修計画において、人間生活学部食物栄養学科の定員増等に対応すべく校舎の建設や既設校舎などの維持・管理が計画的に図られている。

耐震診断については平成 20(2008)年度から計画的に実施される予定であるので、今後は設備なども含め建物内部についても耐震に対応することが期待される。

学内にはパソコンなど情報機器が多く設置され、これらはすべて学内ネットワークに接続しており、学内外からのアクセスも可能にしている。「新座キャンパスネットワーク利用規程」が制定され、不正行為が行われないように管理されている。

施設設備の定期検査・保守点検が専門業者により毎年定期的に行われ安全性が確保されている。また一部エレベーターには、視覚障害者用に点字で表示されている。

基準 10 . 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学が持っている人的・物的資源を社会へ提供するため、「エクステンションセンター」による多様な公開講座などの開催、「地域連携協力推進センター」と埼玉県や新座市との共催による講演会、開放授業、出前授業、大学施設の開放などを行い、地域社会との協力関係が構築されている。

海外の大学と国際交流（複数の大学との姉妹校や提携校）協定を結び、学生の派遣・受け入れを行うとともに、埼玉県西部地域 18 私立大学との単位互換「彩の国大学コンソーシアム」に加盟して単位互換と公開講座を行い、地域との協力関係が構築されている。

一般社会人、県下の大学・短大、高等学校と、公開講座、講演会、出前授業、図書館開放、お花見、アスレチック施設やグラウンドの開放などの社会貢献が行われている。

基準 11 . 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織運営に関わる諸規程が整備されるとともに、ホームページで公開され公共性を有する大学の役割を果たし適切に運営されている。特に、ハラスメント防止には、相談員の所属や氏名を学内掲示板に掲げ、学生が安心感を抱ける環境を整備している。

危機管理については、「十文字学園消防計画」「個人情報保護方針」「個人情報の保護に関する規則」などを策定するとともに、自衛消防組織を設置し、地域消防署や防火安全協会と協力して避難訓練を実施している。また、地元警察署の協力で入学後のオリエンテーションに各種の防犯指導を実施し、不測の事態が発生した場合の対応体制を整え適切に機能している。

大学での教育研究成果は、毎年各種研究紀要を発行し、学内外へ広報活動を行う体制が整備されている。昨今、各大学が取り組んでいる保護者を対象とした「授業公開(授業参観)」を実施し、開かれた社会的責務を果たしている。

【優れた点】

- ・ 防火管理業務に委員会を組織し、「自衛消防」を設け地域消防署や防火安全協会と協力し避難訓練を実施していることは評価できる。
- ・ 防犯対策として、地元警察署の協力で入学後のオリエンテーションに各種の防犯指導を実施していることは評価できる。
- ・ 保護者、学内教職員を対象とした授業公開を実施していることは評価できる。

